

参与の任期に関する細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という）定款第32条の規定に基づき委嘱された参与の任期に関することを定める。

第2章 任 期

(任 期)

第2条 参与の任期は、本会定款第18条に規定する評議員の任期に準じ、委嘱後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、委嘱後、最長3期までとする。

第3章 雑 則

(本規則の変更)

第3条 この規則は、理事会の決議によって、変更することができる。

附 則

1. この規則は、平成23年11月9日から施行する（平成23年11月9日理事会決議）。
2. 平成23年11月9日時点で就任している参与の任期については、平成27年度に開催する定時評議員会の終結の時までとする。
3. この規則は、平成30年4月1日から施行する。